（注１）　試験地は、受験者が希望する試験地を選択できる。申込後の試験地の変更は、原則として認められないが、当委員会が認めた場合に限り、申込後においても試験地の変更を認める。
（注２）　受験願書の請求を郵送で行う場合は、角形２号（縦33.2㎝、横24.0㎝程度）の返信用封筒（返送先住所を記入及び140円分の郵便切手を貼付）を「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と赤字で書いた封筒に入れ、都道府県主管課へ郵送する。
（注３）　電子申請による場合は、国土交通省オンライン申請システムによる指定の様式となり、同システムを利用するためには、事前に手続きが必要となる。
（注４）　都道府県庁に持参する場合は、受付庁の正規の執務時間内に提出されたものに限る。郵送による場合は、受験願書受付期間内の日付の消印のあるものに限る。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３６７号
函館市中道１丁目30番25―Ｂ31号
債務者　角川進太郎
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　百合　拡泰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７６号
秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字谷地181番地７
債務者　渡邉　真一
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　佑輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９号
三重県伊賀市下柘植4386番地の１
債務者　永尾　義久
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１２８０号
堺市北区常磐町３丁16番地５　ルミエール常磐102号
債務者　中田　健一
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
兵庫県伊丹市野間北４丁目１番８―343号
債務者　渡久地美幸
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６１５号
岡山市北区花尻きぎょう町12番地117　301
債務者　信藤　健治
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　俊一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４０号
さいたま市岩槻区並木１丁目26番１号　グランハイム岡田Ｂ―101
債務者　原田　　明
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　慶一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
和歌山県御坊市湯川町富安2058番地24
債務者　川渕　健一
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　和佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第３７９号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田1279番地４
債務者　長友　秀彦
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎真一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６３０号
埼玉県蕨市塚越５丁目27番７号　ライオンズマンション蕨市民公園603号、旧住所埼玉県蕨市北町４丁目４番22号
債務者　菅原　　昭
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９６号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番５―207号
債務者　穴原　治夫
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒生　祐樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２７１号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目189番地、住民票上の住所愛知県瀬戸市みずの坂３丁目107番地
債務者　金谷　芳樹
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２号
岡山県津山市神代425番地
債務者　國米　昌幸
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１３６号
愛媛県西条市飯岡11番地、前住所愛媛県新居浜市大生院1858番地
債務者　加藤　正行
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１３０１号
京都府八幡市八幡森６番地の１　レオネクストトランクィル202
債務者　松﨑　浩治
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大杉　光子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係